

資料1

高松市手話言語及び障害者の コミュニケーションに関する条例(仮称) の骨子案について

日時 平成30年9月6日(木) 午前10時～午前11時30分
場所 高松市役所 3階 32会議室

1 条例について

制定理由

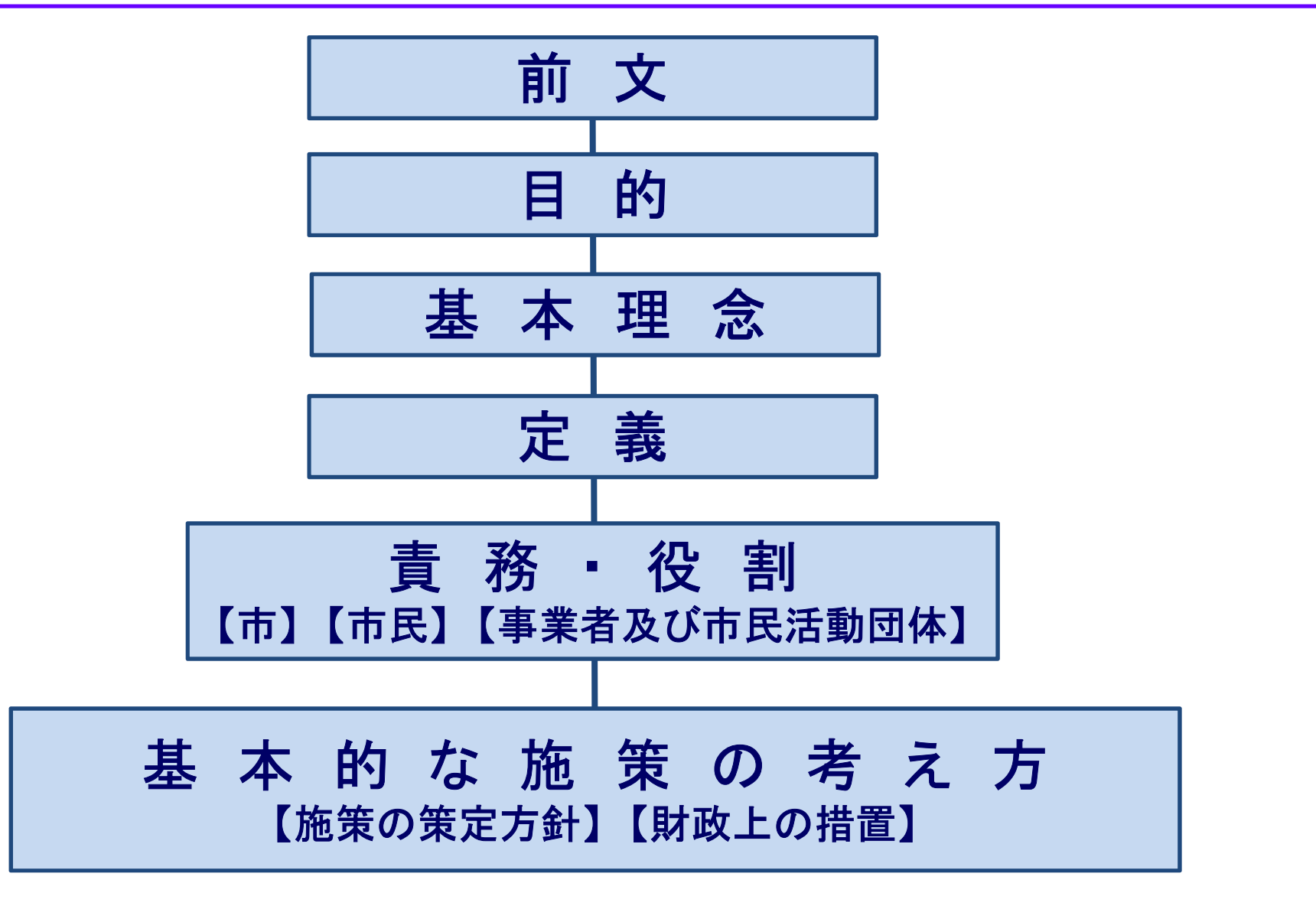
障がいのある方のコミュニケーション方法は手話だけでなく、要約筆記、点字、音訳、音声リアル文字化アプリなど様々な手段があります。しかし、選択と利用の機会が十分に確保されているとは言えず、日常的にコミュニケーションをとることが難しい人が少なくありません。この状況を踏まえ、障がいのある人の自立支援と社会参加促進の取組として、障がいのある人が円滑にコミュニケーションを図れるよう、条例を制定するものです。

(2) 条例名称

高松市手話言語及び障害者のコミュニケーションに関する条例



2 基本構造について



3 前文について

(1) 前文

- ・手話について
- ・障害者権利条約と障害者基本法の改正の意義
- ・障がい者に関するコミュニケーションについて
- ・地域の現状
- ・今後の思い

4 条文について(1/4)

(1) 目的

この条例は、手話等コミュニケーション手段についての基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者等の役割を明らかにし、総合的かつ計画的な施策を推進することにより、障害のある人がその障害特性に応じたコミュニケーション手段を利用できる環境を構築し、障害のある人もない人も分け隔てなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら、笑顔で暮らすことのできる、地域共生社会の実現を目的とする。

(2) 基本理念

- ①すべての手話等コミュニケーション手段の選択と利用の機会の確保は障害のある人もない人も相互の違いを理解し、その個性と人格とを互いに尊重することを基本として行われなければならない。
- ②手話等コミュニケーション手段を利用する人が有している、障害の特性に応じてコミュニケーションを円滑に図る権利は、最大限尊重されなければならない。

4 条文について(2/4)

(3) 定義

ろう者	手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。
障害者	身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)、その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
社会的障壁	障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
合理的な配慮	障害者が日常生活又は社会生活において、障害のない人と同等の権利を行使するため、必要かつ適切な現状の変更及び調整等を行うことをいう。
手話等コミュニケーション手段	独自言語としての手話、要約筆記等の文字の表示、点字、音訳、平易な表現、代筆及び代読その他日常生活又は社会参加を行う場合に必要とされる補助的及び代替的な手段としての情報及びコミュニケーション支援用具等をいう。
行政機関等	国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体(地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。)及び地方独立行政法人をいう。
事業者	商業その他の事業を行う者(行政機関等を除く)をいう。
市民活動団体	特定非営利活動法人その他の市民等で構成される営利を目的としない団体をいう。

4 条文について(3/4)

(4) 責務・役割

●市の責務

- ①行政機関等及び事業者等が合理的な配慮を行うことができるよう支援する。
- ②障害者、行政機関等及び事業者等の協力を得て、手話等コミュニケーション手段の意義及び基本理念に対する市民の理解を深めるための取組を行う。
- ③障害者が地域社会において手話等コミュニケーション手段を利用することができる環境の整備を促進する。
- ④利用者、関係者が、手話等コミュニケーション手段を利用できるようにするために行う調査及び研究を実施し、その成果の普及に努める。

●市民の役割

市民は、基本理念に対する理解を深め、手話等コミュニケーション手段の普及及び利用の促進に係る市の施策に協力するよう努めるものとする。

●事業者及び市民活動団体の役割

事業者及び市民活動団体は、基本理念に対する理解を深め、手話等コミュニケーション手段の普及及び利用の促進に係る市の施策に協力するとともに、障害者が手話等コミュニケーション手段を利用できるようにするための環境の整備等の合理的な配慮を行うよう努めるものとする。

4 条文について(4/4)

(5) 基本的な施策の考え方

●施策の策定方針

- ①手話等コミュニケーション手段に関する必要な情報提供その他の手話等コミュニケーション手段を容易に利用できるようにするための環境整備に関する施策を実施する。
- ②その他手話等コミュニケーション手段の普及及び利用の促進に関する施策を実施する。

●財政上の措置

市は、手話等コミュニケーション手段に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。